

平成29年

○国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト実施部会要項の一部を改正する要項について

改正理由

プロジェクト第2年次の契約更新及び他の要項との形式の統一等に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

国際戦略推進本部 平成29年9月11日 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト実施部会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年 9 月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト実施部会要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト実施部会要項（平成27年10月 1 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト実施部会要項の一部改正について

改正理由：プロジェクト第2年次の契約更新及び他の要項との形式の統一等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>国際を所掌する理事</u></p> <p>(2) <u>国際を所掌する理事</u>が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 国際課長</p> <p>(部会長等)</p> <p>第5条 部会に部会長を置き、部会長は<u>前条第2号の委員のうちから国際を所掌する理事</u>が指名する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要項は、平成27年10月1日から施行し、平成27年9月2日から適用する。</p> <p>2 この要項は、<u>平成31年6月28日</u>限り、その効力を失う。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成29年9月12日から施行し、平成29年6月30日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>理事(総務・国際担当)</u></p> <p>(2) <u>理事(総務・国際担当)</u>が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 国際課長</p> <p>(部会長等)</p> <p>第5条 部会に部会長を置き、部会長は<u>推進本部要項第4条第1項の本部員のうちから本部長</u>が指名する。</p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要項は、平成27年10月1日から施行し、平成27年9月2日から適用する。</p> <p>2 この要項は、<u>平成29年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p>